

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額）</p> <p>第10条 法第30条第3項の規定により定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）については同条第3項の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）の100分の90に相当する額と、基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）については同条第2項の障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（特例地域相談支援給付費の額）</p> <p>第19条の9 法第51条の15第2項の規定により定める特例地域相談支援給付費の額は、<u>同条第3項</u>に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額）</p> <p>第10条 法第30条第3項の規定により定める特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）については同条第3項の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）の100分の90に相当する額と、基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）については同条第2項の障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>（特例地域相談支援給付費の額）</p> <p>第19条の9 法第51条の15第2項の規定により定める特例地域相談支援給付費の額は、<u>法第51条の14第3項</u>に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に</p>

要した費用の額)とする。

～略～

(特例計画相談支援給付費の額)

第19条の12 法第51条の18第2項の規定により定める特例計画相談支援給付費の額は、法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額)とする。

～略～

要した費用の額)とする。

～略～

(特例計画相談支援給付費の額)

第19条の12 法第51条の18第2項の規定により定める特例計画相談支援給付費の額は、法第51条の17第2項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額)とする。

～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。